

参考 2

第 2 回創業等 WG 事務局提出資料

匿名化について

平成 25 年 4 月 11 日

【設例 1】

1. 個人情報取扱事業者（X）は、規制太郎氏について下記の情報①～⑥を保有している。Xは下記情報のうち、「①規制太郎」の部分を「①A」と置き換えて、下記情報を保管しており、規制太郎とAが対応するものである旨を記した「対応表」を別途保管している。

- ① 規制太郎 ※「A」と置き換えされている
- ② 住所（東京都目黒区〇町1）
- ③ 生年月日（昭和〇年〇月〇日）
- ④ 性別
- ⑤ 購買履歴（平成 25 年×月×日×時に◆◆にて□□を購入）
- ⑥ 乗降履歴（平成 25 年〇月〇日〇時に△△線▼▼駅に降車）

（匿名化①：対応表の存在）

2. 上記（1.）の場合において、Xが、あらかじめ規制太郎氏の同意を得ないで、下記のケースにおいて、第三者（Y）に情報を提供した場合、「個人情報」の「提供」となり、個人情報保護法第 23 条第 1 項に違反するか。ただし、同法第 23 条第 1 項第 1 号～4 号及び同条第 2 項に該当する場合でないものとする。

- ・⑤及び⑥をYに提供する場合

（匿名化②：情報の抽象化の範囲）

3. Xが、上記（1.）の①～⑥の情報を保有しているが「対応表」を保有していない場合において、あらかじめ規制太郎氏の同意を得ないで、下記の4つのケースにおいて、Yに情報を提供した場合、「個人情報」の「提供」となり、個人情報保護法第 23 条第 1 項に違反するか。ただし、いずれのケースも同法第 23 条第 1 項第 1 号～4 号及び同条第 2 項に該当する場合でないものとする。

- ・ケース 1：②～⑥をYに提供する場合
- ・ケース 2：③～⑥をYに提供する場合
- ・ケース 3：④～⑥をYに提供する場合
- ・ケース 4：⑤及び⑥をYに提供する場合

(匿名化③：連結不可能匿名化¹の方法)

4. Xが、規制太郎氏、規制二郎氏及び規制三郎氏の3名について上記(1.)の①～⑥の情報(一覧表形式で保管)を保有している場合(※)において、一覧表の②～⑥の部分をランダムに入れ替えた後(例えば、規制太郎氏の②～⑥の情報が規制二郎氏や規制三郎氏の②～⑥の情報と置き換わることもあり得る。)、入れ替え前の一覧表を削除したうえで、②～⑥の情報をYに提供した場合、「個人情報」の「提供」となり、個人情報保護法第23条第1項に違反するか。ただし、同法第23条第1項第1号～4号及び同条第2項に該当する場合でないものとする。

(※) 規制太郎氏を「A」、規制二郎氏を「B」、規制三郎氏を「C」といった符号への置き換えを行っていないため、「対応表」は存在しない。

(参考：個人情報保護法抜粋)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

2・3(略)

4 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

5・6(略)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であつて、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の手段又は方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

3～5(略)

¹個人を識別できないように、その人と新たに付された符号又は番号の対応表を残さない方法による匿名化(厚生労働省「臨床研究に関する倫理指針」(平成15年7月30日)など)。

【設例 2】

運送サービスを提供する法人（X）が運送事業によって収集された個人情報（配達記録等）について、当該情報の収集の際に個人情報の利用目的として、「マーケティング分析」と特定していなかった場合において、

- ① X社内において、本人の同意を得ないで、情報を収集する部署の担当者（ α ）からマーケティング分析を行う部署の担当者（ β ）に対して、収集した情報を提供したうえで、 β が、上記目的で個人情報を利用した場合、個人情報保護法に違反するか。ただし、 α はいわゆる「対応表」を保有しているが、 β は対応表にアクセスすることはできず、個人を特定できないものとする。
- ② α が、上記①において、 β に対して提供した情報と同一の情報を、本人の同意を得ないで、社外の第三者（Y）に提供した場合、個人情報保護法に違反するか。

（参考：個人情報保護法抜粋）

第十五条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。